第二十四条の三十八第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同項第三号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改める。

第二十四条の三十九第一項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十四条の四十第一項中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「厚生労働大臣等」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第五項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十五条の二第三項及び第五項から第七項までの規定中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第八項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六条第一項第二号、第二十七条第一項第二号、第三十三条の二第一項ただし書、第三十三条の四ただし書、第三十三条の六第一項、第二項及び第五項、第三十三条の八第二項ただし書、第三十三条の十五第二項、第三十三条の十六並びに第三十三条の十八第一項、第二項及び第八項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十三条の十九第一項及び第四項から第六項までの規定、第三十三条の二十二第八項並びに第三十三条の二十四第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第三十四条の三第二項及び第四項、第三十四条の四第一項及び第三項、第三十四条の八第二項及び第四項、第三十四条の八の二第二項、第三十四条の九、第三十四条の十二第一項及び第三項並びに第三十四条の十三中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十四条の十五第二項並びに第三項第四号ニただし書、ホ及びト中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第五項ただし書中「第十九条第一項第三号」を「第十九条第三号」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第七項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十四条の十六第二項、第三十四条の十八第一項及び第三項、第三十四条の十九並びに第三十四条の二十一中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第三十五条第三項、第四項、第五項第四号ニただし書、ホただし書及びト並びに第七項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第八項ただし書中「第十九条第一項第二号」を「第十九条第二号」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第十一項及び第十二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第四十四条の二第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第四十五条第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同項の次に次の二項を加える。

内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準（同項第三号の保育所における保育の内容に関する事項に限る。）を定めるに当たつては、学校教育法第二十五条第一項の規定により文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項並びに認定こども園法第十条第一項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項との整合性の確保並びに小学校及び義務教育学校における教育との円滑な接続に配慮しなければならない。

内閣総理大臣は、前項の内閣府令で定める基準を定めるときは、あらかじめ、文部科学大臣に協議しなければならない。

第四十五条の二第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第四十七条第一項ただし書、第二項ただし書及び第三項並びに第四十八条中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第五十六条第一項、第五十六条の二第二項及び第五十六条の四中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十六条の四の二第二項第三号中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十六条の四の三第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第五十六条の五中「規定は、」の下に「児童福祉施設の用に供するため」を加え、「児童福祉施設」を「社会福祉法人」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、社会福祉法第五十八条第二項中「厚生労働大臣」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。

第五十六条の三中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第五十七条の三第一項、第三項、第四項及び第六項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十七条の三の四第一項及び第四項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第五十七条の四の二中「これらの規定」を「同法第百六条第一項」に、「あるのは」を「あるのは」に改め、「含む」の下に「。第百八条第一項及び第五項において同じ」を加え、「とする」を「と、同項第一号及び同法第百八条中「厚生労働大臣」とあるのは「内閣総理大臣」とする」に改める。

第五十九条の二第一項及び第二項、第五十九条の二の二第三号、第五十九条の二の二の四第三号並びに第五十九条の二の五第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第五十九条の四第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十九条の五第一項中「第十九条の十六第一項」を削り、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項及び第三項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項、第二項前段及び前項の規定は、第十九条の十六第一項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務について準用する。この場合において、第一項、第二項前段及び前項中「内閣総理大臣」とあるのは、「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第五十九条の七中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同条ただし書中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第五十九条の八第一項中「この法律に規定する厚生労働大臣の権限」を「厚生労働大臣」に改め、「より」の下に「第十六条第三項、第五十七条の三の三第二項及び第五項並びに第五十九条の五第四項において読み替えて準用する同条第一項に規定する厚生労働大臣の権限を」を加え、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

内閣総理大臣は、この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）をこども家庭庁長官に委任する。

こども家庭庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を地方厚生局長又は地方厚生支局長に委任することができる。

（母体保護法の一部改正）

第三条　母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第十五条第一項及び第二項並びに第四十条第二項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。